

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月23日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第37号

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年静岡県条例第19号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第18条 災害応急作業等手当は、職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、<u>遭難救助、鑑識作業</u>又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき840円（<u>作業が、著しく危険であるとして人事委員会規則で定める作業である場合又は著しく危険である区域として人事委員会規則で定める区域で行われた場合</u>にあっては、<u>1,680円</u>）とする。</p> <p>(遠隔地水上警戒作業手当)</p> | <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第18条 災害応急作業等手当は、職員が異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺において行う災害警備若しくは<u>遭難救助の作業</u>又はこれらに相当する作業として人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき840円（<u>大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合</u>にあっては、<u>1,080円</u>）とする。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>作業が夜間（日没から日出までの間をいう。第21条第2項において同じ。）において行われた場合</u> 前項に定める額<u>にその100分の50に相当する額を加算した額</u></p> <p>(2) <u>作業が、著しく危険であるとして人事委員会規則で定める作業である場合又は著しく危険である区域として人事委員会規則で定める区域で行われた場合</u> 前項に定める額<u>にその100分の100に相当する額を加算した額</u></p> <p>(遠隔地水上警戒作業手当)</p> |

第21条 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,100円(夜間(日没から日出までの間をいう。))に作業に従事した場合にあっては、1,650円)とする。

附 則

4 第18条第2項の規定にかかわらず、職員が東日本大震災に対処するため同条第1項に規定する作業に引き続き5日以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第2項の規定による額に、同項に定める額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

(緊急災害対策本部が設置された非常災害に対処するための災害応急作業等手当の特例)

6 第18条第2項の規定にかかわらず、職員が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害(東日本大震災を除く。)に対処するため第18条第1項に規定する作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第2項の規定による額に、同項に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

第21条 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,100円(夜間に作業に従事した場合にあっては、1,650円)とする。

附 則

4 第18条第2項及び第3項の規定にかかわらず、職員が東日本大震災に対処するため同条第1項に規定する作業に引き続き5日以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第2項又は第3項の規定による額に、同条第2項に定める額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

(緊急災害対策本部が設置された非常災害に対処するための災害応急作業等手当の特例)

6 第18条第2項及び第3項の規定にかかわらず、職員が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害(東日本大震災を除く。)に対処するため第18条第1項に規定する作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第2項又は第3項の規定による額に、同条第2項に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第18条の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 2 改正後の条例第18条の規定を適用する場合においては、改正前の静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の条例の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。